

生産工程効率化等設備取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（戦略分野国内生産促進税制）

対象税目：法人税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な分野の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略分野の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力強化・経済成長につなげる。

当該措置の政策体系における位置づけ

○1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展、4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
6. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行（GX）の推進
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要

根拠条文：法人税（租税特別措置法42条の12の6）
創設年度：令和6年度
適用期限：令和9年3月31日までに受けた産業競争力強化法に基づく事業計画の認定から10年間＋最大4年（半導体は最大3年）の繰越期間
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

○戦略分野の国内投資を強力に推進する産業政策が各国で実施される中、戦略分野国内生産促進税制は、戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、半導体（マイコン・アナログ））について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を講じるもの。

<対象者>
青色申告書を提出する法人で、制度開始から令和9年3月31日までに、産業競争力強化法に基づき、産業競争力基盤強化商品（以下、基盤強化商品）の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下、事業適応計画）の認定を受け、新たに戦略分野の国内投資を開始した事業者であるもの。

<対象期間>
認定を受けた事業適応計画に記載された基盤強化商品の生産をするための新たに投資した半導体生産用資産又は特定商品（半導体を除く基盤強化商品）生産用資産（以下、新規投資設備）の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した日から認定の日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（以下、供用中年度）。

<税額控除額>
基盤強化商品ごとに定める措置単価に生産・販売量を乗じて計算した金額と、新規投資設備及びこれとともに基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対する投資額の合計額とのいずれか少ない金額の合計額（控除上限は、供用中年度の調整前法人税額の40%（半導体は20%））。

減収額

年度	令和6年度						
金額（億円）	0						

（出所）財務省 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

③ アクティビティ

○長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略分野の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略分野の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、日本国内における戦略分野の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力強化・経済成長につながる。

④ アウトプット

年度	令和6年度	令和7年度				
計画認定件数	0	0				

（出所）経済産業省 事業適応計画の認定申請書

○アウトカムに対する効果分析

<p>アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本税制の措置期間は、「認定を受けた日以後10年間」であり、認定を受けてから生産・販売を開始するまでの設備投資に時間がかかった場合、当該設備投資の期間分だけ、実際に税額控除措置の適用を受けられる期間が短くなるため、設備投資が促進される。</p>
<p>⑤ 短期アウトカム</p>	<p>○事業適応計画の申請書に記載された設備投資額（計画）と課税の特例の確認申請書や実施状況報告書に記載された設備投資額（実績）から達成状況を確認。 指標：認定案件の設備投資額の達成率（設備投資額（実績）/設備投資額（計画）） 目標値：100% 対象期間：令和6年度から令和12年度まで</p>
<p>短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○本税制は、生産・販売量に応じた税額控除措置を講じるものであるため、設備投資後、生産・販売が拡大される。</p>
<p>⑥ 中期アウトカム</p>	<p>○事業適応計画の申請書に記載された生産・販売量（計画）と課税の特例の確認申請書に記載された生産・販売量（実績）から達成状況を確認。 指標：認定案件の生産・販売量の達成率（生産・販売量（実績）/生産・販売量（計画）） 目標値：100% 対象期間：令和6年度から令和18年度まで</p>
<p>中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路</p>	<p>○日本国内における生産の拡大や新たな需要開拓を通じた販売の拡大により、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力強化・経済成長につながる。</p>
<p>⑦ 長期アウトカム</p>	<p>○GX実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」で定めている対象物資毎の投資額目標（令和5年から10年程度の官民投資額の目標）を達成する。 <物資毎の投資額目標> 電気自動車等：約34兆円 グリーンスチール：約3兆円 グリーンケミカル：約3兆円 SAF：約1兆円 半導体：約12兆円</p>

<p>分析に利用するデータ</p>	<p>選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）</p>
<p>事業適応計画の各種書類（申請書、課税の特例の確認申請書、実施状況報告書）</p>	<p>本税制の適用対象となる全事業者のデータが把握可能。</p>

●分析手法：認定案件の実績データに基づいて設備投資額を集計
 選定理由：本税制の適用対象となる全事業者のデータから定量的に算出することが可能

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定	○今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定	○今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっていることが要因と分析。 なお、認定期限である令和8年度末までの案件認定に向け、これまで全ての本税制対象分野の事業者から具体的な相談が寄せられてきており、引き続き対応していく。今後の認定案件の実績を踏まえ、分析を実施予定。	○今後の認定案件の実績を踏まえ、分析を実施予定。	○今後の認定案件の実績を踏まえ、分析を実施予定。

③ 政策効果等	○認定期限である令和8年度末までの案件認定に向け、これまで全ての本税制対象分野の事業者から具体的な相談が寄せられてきたところ。米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっているが、引き続き国内では、当該税制を活用した設備投資に向けた検討が進んでいる。今後、認定、設備投資、生産・販売が行われた段階で、効果検証・分析を行っていく。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。GX分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあり、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○令和8年夏に策定される「日本成長戦略」や、令和7年12月に改訂されたGXにおける「分野別投資戦略」に基づく各分野の投資促進の必要性を踏まえ、見直しを検討。		
-----------	--	--	--